措 置 状 況 総 括 表

令和8年10月30日公表分

令和7年度監査テーマ：労働力不足対策に関する事業全般について

指摘・意見の数　　指摘6（うち措置済み4、措置中0、措置予定0、検討中2、不措置0）　意見89（うち措置済み59、措置中4、措置予定17、検討中9、不措置0）

担当課等＼措置状況	指摘						意見					
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
法制監察課							1	1				
労働雇用政策課	3	2			1		10	8			2	
労働雇用政策課移住交流室							8	7		1		
交通政策課							3	3				
こども未来政策課							5	3		2		
子育て応援課							4	4				
こども家庭支援課							1	1				
医療政策課	1	1					13	7		3	3	
長寿いきがい課							15	8	2	5		
産業成長推進課							3	2		1		
イノベーション創出課							5	3			2	
産業人材課							2		1	1		
畜産振興課	1	1					1	1				
林業振興課							5	1	1	3		
水産振興課							4	4				
経営推進課	1				1		7	5		1	1	
港湾政策課							1	1				
イノベーション創出課・美波地域連携事務所							1				1	
合計	6	4			2		89	59	4	17	9	
構成比	100.0%	66.7%			33.3%		100.0%	66.3%	4.5%	19.1%	10.1%	

措 置 状 況 一 覧 表

令和７年度監査テーマ：労働力不足対策に関する事業全般について

報告書ページ	項　目	指　摘　及　び　意　見	講　じ　た　措　置　等	措置状況
	とくしまジョブステーション運営事業			
10	事業の周知について	「とくしまジョブステーション」及び「ジョブナビとくしま」の利用者は極めて少なく、事業がその役割を十分に果たしているとは言い難い。事業内容の再考と併せて、周知方法についても根本的な見直しが必要である。 （指摘１）	令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、ハローワーク求人との自動連携及び大手求人検索サイトへの自動掲載の機能を実装するなど、利便性向上のための見直しを行った。また、令和８年度から「とくしまジョブステーション」のコーディネーターが企業訪問を行うほか、ＳＮＳ広告によるＰＲや大学との連携による周知に取り組んだ。 （労働雇用政策課）	措置済み
10-12	「とくしまジョブステーション」について	「とくしまジョブステーション」は、その相談件数が極めて少ないことから、主たる役割（ＵＩＪターン者の確保）を果たしているとは言い難い。事業の根本的な見直しが必要である。 （指摘２）	とくしまジョブステーションの設置については、徳島労働局との一体的実施事業に係る協定により役割分担がなされていることから、徳島労働局と協議の上、見直しを図る。 （労働雇用政策課）	検討中
12		「とくしまジョブステーション」は、あくまで主としてＵＩＪターン希望者を対象とする事業である以上、その成果指標は当該目的に従ったものとすることが相当であり、別事業である「ジョブカフェとくしま」等と統合した現状の指標は見直すべきである。 （意見１）	とくしまジョブステーションの在り方も踏まえ、成果指標についても見直しを図る。 （労働雇用政策課）	検討中
12-13		「とくしまジョブステーション」が設置さ	徳島労働局との一体的実施事業に係る協定に	措置済み

		れている徳島駅クレメントプラザ５階において、県、国の様々な施設が各役割を有機的に果たす構造となっているのであれば、それに応じた形での一体的かつ集約的な周知広報活動がなされるべきである。また、これに応じて「徳島駅クレメントプラザ５階」に集約されている施設全体としての成果指標を別途定めることが必要である。 （意見２）	基づき、運営協議会による情報共有を図っているほか、毎年度、一体的実施事業に係る事業計画及び目標を定め、検証を行っている。 令和８年８月に県及び国が共同主催する「８６ワーク就活フェア」において周知広報活動を行った。 （労働雇用政策課）	
13-15	「ジョブナビとくしま」について	「ジョブナビとくしま」の独自性を基礎づける移住支援対象法人の登録者数が少ない理由を再検証し、その増加に努めるべきである。 （意見３）	令和８年３月に「ジョブナビとくしま」に移住支援金の特設ページを設けるとともに、とくしまジョブステーションのコーディネーターが企業への架電や訪問により直接説明を行っている。 （労働雇用政策課）	措置済み
15-16		「ジョブナビとくしま」は、県の就業支援において中心的な役割を果たすホームページであるが、令和６年度に同ホームページを活用して就職された方の人数が２２名にとどまるなど、同ホームページの利用度が極めて低い。今後、当ホームページの果たすべき役割やホームページの構成等、根本的な見直しが必要である。 （指摘３）	令和８年３月にジョブナビとくしまの機能改修を行い、利用者向けに会員登録せずに簡単に求人やインターンシップに応募できる仕様とし、企業向けにはジョブナビを通じて大手検索サイトに求人情報を自動掲載する仕様とするなど、利便性向上のための抜本的な見直しを行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
16-17		業務仕様書に記載されている情報収集業務、提案業務について、国や他県等のＵＩＪターン関連の取組や、利用者低迷に対する政策提言につながる具体的な提案を文書で求めるとともに、委託先と協議を重ね、ＰＤＣＡサイクルを繰り返すべきである。 （意見４）	令和７年度から「ジョブナビとくしま」の運営を含むジョブステーション運営業務を委託から直営に変更し、情報発信に特化した「ジョブナビとくしま発信力強化事業」の委託を開始した。毎週、委託事業者との定例会を実施し、課題の共有と即応できる体制を構築した。 令和８年度における「ジョブナビとくしま」の閲覧者数、登録企業数、求人件数は、いずれも令和６年度末より大きく増加している。 （労働雇用政策課）	措置済み

	職場適応訓練			
19-20	事業の周知について	障がい者の雇用に関し、これまで雇用をしてこなかった事業所、潜在的に障がい者雇用の需要のある事業所等に重点的にアプローチするなど、一般的な周知にとどまらない、実効的な広報が必要である。 （意見５）	令和８年度から、これまで障がい者を雇用していなかった企業等を中心に訪問し、支援策の紹介や関係機関への取次を行う取組において職場適応訓練について説明を行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
19-20		制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、福祉関係者や支援者、家族らが制度を目にすることが制度の利用につながることも考えられる。障がい者や事業所のみならず、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。 （意見６）	障がい者雇用ナビにおいて広く周知を図るとともに、徳島労働局と連携し、福祉分野等の関係機関が集まる会議等において当該制度の周知を図った。また、現在策定中の「とくしま障がい者雇用促進行動計画（第７期）」に当該制度について明記するとともに、「とくしま障がい者雇用促進県民会議」においても当該制度の周知を図っている。 （労働雇用政策課）	措置済み
20-21	本制度の利用メリットについて	制度の案内を行うに当たっては、単に支給要件や支給内容を掲載するだけではなく、制度の利用者にとって、具体的にどのようなメリットや意義があるかどうかも併せて周知することによって、利用者がメリットを感じることができる、具体的に利用したいと思うことができるような検討材料を提供すべきである。 （意見７）	利用者の方が納得して支援制度を選択できるよう、案内を行う各ハローワーク担当者との情報共有を図り、制度の周知を行っている。特に、職歴や就労経験が少なく、まずは働くことに慣れたいといった求職者の場合は、トライアル雇用よりも本制度が適しているというメリットを周知している。 （労働雇用政策課）	措置済み
	重度心身障害者雇用奨励金			
23	事業の周知について	令和４年度からの周知への取組は評価できるが、過去の利用企業者数に鑑みれば、更なる周知向上への取組を行っていくべきである。 （意見８）	本奨励金の対象者である国の特定求職者雇用開発助成金の対象者に対して案内の取りこぼしがないよう、包括外部監査の過程において改善に取り組み、令和８年２月から、ハローワークの担当者会議において、新任担当者を含む各ハローワークの担当者に制度説明を複数回行っ	措置済み

			た。 （労働雇用政策課）	
23-24	成果指標について	成果指標として、「重度心身障害者雇用奨励金」による雇用率の上昇につなげるための基礎的な数値を設定するべきである。 （意見９）	令和８年度中に「とくしま障がい者雇用促進行動計画」の次期計画の策定作業を行うことから各関係機関のご意見をお聞きしながら適当な成果指標について検討する。 （労働雇用政策課）	検討中
26-27	徳島県賃上げ応援サポート事業			
	事業の案内チラシの有効性について	案内チラシの記載内容について、事業者が適用対象かどうかをより容易に判断できるよう、記載を見直すべきである。 （意見１０）	令和８年４月に「申請の手引き」を「案内チラシ」に替わるものとして作成し、事業者が適用対象となるかをより容易に判断できるよう、記載内容の見直しを行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
29-30	移住促進デジタルマーケティング活用事業			
	本事業の前提条件、成果について	「移住促進デジタルマーケティング活用事業」は、県の移住政策がベースになっておらず、委託先に一任されている感が否めない。今後は、より具体的な県における移住政策の柱及び成果指標を策定し、委託先と協議を重ねながらＰＤＣＡサイクルを実施すべきである。 （意見１１）	令和８年度から、配信ターゲットやエリアについて県の施策と合致するよう委託事業者と協議の上、広告配信している。また配信後はその結果について共有し、次の配信にその成果を活かしている。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
32-33	広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト			
	委託先からの報告及びその活用について	東京、徳島において移住希望者からの相談を受ける業務等を事業者に委託しているが、今後の県における移住政策に活用するための十分な報告を委託先から受領できていない。今後は、県における移住政策の柱を委託先と共有し、移住希望者の実情との比較、県が発信しているＳＮＳの浸透度合、他の自治体に	令和８年度から、委託事業者から毎月の報告を書面で提出してもらうとともに、毎月、県担当者と定期ミーティングを行い、相談状況や情報発信等の共有を図り、効果的な移住施策が展開できるよう体制を構築した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み

		おける移住政策の検討等の報告等を事業者から書面で受領し、その結果を分析し、県の移住政策に活用すべきである。 （意見１２）		
36-37	住んでみんで徳島で！ 移住交流拡大事業			
	事業の有効性について	移住フェア等への参加者がより詳しい情報を知るために県の移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」を訪れた場合等に、「仕事」のページにおいて、仕事に係る情報だけでなく、関連する移住支援制度（「徳島わくわく移住支援事業」等）の内容も掲載することで、これらの情報について一覧性をもって確認できるよう、サイトの構成を見直す必要がある。 （意見１３）	令和８年８月に、移住ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」の「仕事」のページにおいて、「移住支援金」について掲載した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
39	みんなでリスタート！＃徳島移住促進事業			
	事業の周知について	「みんなでリスタート！＃徳島移住促進事業」は廃止が予定されている事業であるが、引継ぎ先事業も含め予算の執行率は低迷しており、子育て世代の移住に関するニーズが十分に分析できていない可能性がある。今後、担当課においては、他の移住関連事業からの情報・分析結果を活用し、移住支援金制度の参考とすべきである。 （意見１４）	令和８年度から他の移住関連事業からの情報・分析結果を活用し、移住支援金制度の参考とする。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置予定
41-42	徳島わくわく移住支援事業			
	移住支援事業の周知について	「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。 （意見１５）	令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、「移住支援金について」のページを開設し、求職者及び企業向けの案内を掲載した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み

42	移住支援事業の周知検証手段について	本事業の周知検証手段として、「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を加えることが適切である。 （意見１６）	令和８年度から移住支援事業の周知検証手段に「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を追加した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
42-43	地方就職学生支援事業の周知について	「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。 （意見１７）	本事業については、申請対象が学生だけではないことから、利用者の利便性を考え、令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、移住支援事業と本事業を一体的に紹介する「移住支援金について」のページを開設し、求職者及び企業向けの案内を掲載した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
43-44	地方就職学生支援事業の周知検証手段について	「ジョブナビとくしま」内に本事業に特化したページを作成し、その閲覧数を本事業の周知検証手段として加えることは有益であると考えるため、周知方法やその検証手段について工夫を重ねることが望ましい。 （意見１８）	本事業については、申請対象が学生だけではないことから、利用者の利便性を考え、令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、移住支援事業と本事業を一体的に紹介する「移住支援金について」のページを開設し、令和８年度から本事業の周知検証手段に「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を追加した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
	タクシー運転手確保支援事業			
46-47	事業の周知について	「タクシー運転手確保支援事業」に関し、県は、タクシー事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、補助金が有効に活用されるために、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。 （意見１９）	本事業を有効に活用し補助目的を達成するため、県下の市町村を５つのエリアに分割したワーキンググループ内で、各市町村の担当者へ、本補助事業の直接的な案内を実施するとともに、全市町村に向けて電子メールによる要綱・要領の配布及び周知を徹底した。 また、県内のタクシー会社が会員となっている関係団体が参画する「徳島県公共交通『担い手』創出ワーキンググループ」において、事業案内や意見交換を行うとともに、県ホームページ上において広く会議資料や事業内容を公開す	措置済み

			るなど、多角的な周知活動を推進した。 （交通政策課）	
47-48	成果指標について	「タクシー運転手確保支援事業」の目的に女性のタクシー運転手の増加との点も含まれる以上、単純に第二種運転免許を取得した運転者数のみを成果指標とすることが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。 （意見２０）	本事業は、人口減少などによる労働力不足の中、喫緊の課題であるタクシーの運転手不足を解消することが目的であることから、運転手確保につながる二種免許取得助成や環境整備などの各種の取組を支援しているもの。 男女別のトイレや更衣室などの環境整備を補助対象とすることで、本事業を通じてタクシー会社に対し、女性も含め、多様な人材の確保・定着に向けた取組への意識づけを行いつつ、成果指標は、男女問わず二種免許を取得した運転者数に設定することで、タクシー会社の運転手確保に向けた幅広いアプローチに繋がると考えている。 （交通政策課）	措置済み
48-49	事業の予算検証について	「タクシー運転手確保支援事業」のように、目的に公益性があり、県としても喫緊の課題として認識している業種等に対する支援については、公費をもって支援することで、十分支援の目的が達成されるよう、次年度以降の実施内容や予算規模等を十分検証すべきである。 （意見２１）	公益性が高く県としても喫緊の課題であるタクシー運転手不足の解消に向け、これまでの実施内容や課題の検証及び市町村への需要調査を実施した上で、需要規模を充足できる予算を確保した。引き続き市町村と連携し、タクシー事業者の運転手確保の取組の支援に取り組む。 （交通政策課）	措置済み
	「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業			
53-54	事業の周知について	「「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業」（奨学金返還支援制度）について、奨学金の支給者である日本学生支援機構とも連携し、学生をはじめとする制度対象者へのより一層の周知に努めるべきである。 （意見２２）	県内大学で行われる日本学生支援機構の奨学金の制度説明会等の機会を活用し、より一層の制度の周知を行う予定である。 （こども未来政策課）	措置予定
54-56	ホームページ	補助金の支給対象者のように、重要な支給	令和８年９月にホームページの掲載内容を精	措置済み

	の案内内容について	要件や、全国枠と県内枠で異なっている支給要件については、ホームページ上で目立つ形で案内するべきである。 （意見２３）	査し、重要な支給要件や、全国枠と県内枠で異なっている支給要件については、ホームページ上に目立つ形で掲載した。 （こども未来政策課）	
54-56		「ジョブナビとくしま」のように、関連する県のホームページでも、概要を紹介することが望ましい。 （意見２４）	令和８年９月に「ジョブナビとくしま」のホームページにおいて、返還支援制度の概要を掲載した。 （こども未来政策課）	措置済み
56	「Ｑ＆Ａ」の内容について	ホームページにおいて、誤解のない内容が案内されるように、掲載内容を精査する必要がある。 （意見２５）	令和８年９月にホームページの掲載内容を精査し、Ｑ＆Ａにおける誤解を生む記載を修正した。 （こども未来政策課）	措置済み
56-57	事業の実施内容について	事業の実施内容はより多くの若者の就労を確保できるよう、引き続き見直しを重ねていく必要がある。 （意見２６）	若者の県内就業の促進と人材の確保を図るため、引き続き制度の見直しを重ねていく予定である。 （こども未来政策課）	措置予定
	保育士修学資金等貸付事業			
59-60	事業の周知について	「ジョブナビとくしま」や「住んでみんで徳島で！」でも、徳島県保育士・保育所支援センター等のホームページと連携し、それぞれのホームページの閲覧者がより分かりやすく徳島県保育士・保育所支援センターの求人情報にたどり着けるよう、本事業の周知方法を工夫することが望ましい。 （意見２７）	移住希望者や一般求職者の中からの保育人材の掘り起こしを図るため、「ジョブナビとくしま」及び「住んでみんで徳島で！」を所管する各課と連携し、令和８年３月に、各ホームページ内から、本県が「徳島県保育士・保育所支援センター」の運営を委託している徳島県社会福祉協議会の求人サイト「徳島県福祉人材センター（アイネット）」へ直接アクセスできるリンクを設置した。これにより、それぞれのホームページの閲覧者がスムーズに保育士の求人情報にたどり着けるよう、本事業の周知方法の改善を図った。 （子育て応援課）	措置済み

62-64	①未来の保育士定着促進事業／②保育士人材バンク活用促進事業			
	事業の周知について	県は、保育事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、保育現場の保育士不足の改善につながるよう、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。 （意見２８）	事業①については、見込んでいた学生の確保が進まなかったことが実績低下の要因となっていると考えられる。そのため、本事業が有効に活用されるよう、従来の保育士・保育所支援センターでの求人掲載等に加え、保育士養成施設への訪問や、就職イベント等を通じた積極的なマッチング支援を実施し、学生と施設のマッチングのより一層の強化を図った。 事業②については、就労を希望する保育士本人に広く情報が届くよう、令和８年９月に県のホームページにおいて事業内容を掲載し、そこから徳島県保育士・保育所支援センターの専用ページ（短期間・短時間雇用向けページ）へ直接アクセスできる導線を設けた。併せて、事業の実施主体である市町村に対しても周知を図り、本事業の積極的な導入・活用に向けた働きかけを行った。 （子育て応援課）	措置済み
66	①徳島県保育体制推進事業／②徳島県保育補助者雇上推進事業			
	事業の周知について	市町村に対して周知活動が行われているが、予算の執行率が低い点を鑑みると、市町村との協議を十分に行い、保育施設からの意見聴取等を制度の運用、見直しに活かすべきである。 （意見２９）	本事業の基本的な枠組みは国の実施要領に基づいているため、抜本的な制度見直しは困難であるが、現行の制度を最大限活用できるよう、令和８年９月１７日開催の保育担当者会議において、市町村及び施設に対し、事業の趣旨やメリット、活用事例などについて改めて周知し、本事業のさらなる実践・推進を図った。 （子育て応援課）	措置済み
67-68	求人の手法について	「徳島県保育体制推進事業」、「徳島県保育補助者雇上推進事業」については、保育士の負担軽減、離職防止等、趣旨としては有益であるが、予算の執行率、制度を適用している事業者の数からすると、十分に制度が活用	徳島県保育士・保育所支援センターでは、無資格者や未経験者等の就労不安を解消するため、実際の業務や雰囲気を実体験できる「保育施設見学・職場体験」を実施しているとともに、保育施設等の求人票に「見学・体験」でき	措置済み

			されているとは言い難い。その理由として、応募者が少ないことが挙げられているが、今後は、保育の資格や職務経験のない者を保育の現場に雇い入れるという特殊性を鑑み、職務体験が可能とすることにより応募者に対するハードルを低くする等、応募者が少ない要因を十分に分析した上で、応募者を増やす工夫が必要である。 （意見３０）	る旨を明記しているところである。さらに、求職者の利便性向上を図るため、令和８年３月にホームページの改修を行い、メニューバーに「見学体験」を追加した。 また、令和７年７月から、同センターに新たにキャリアコンサルタントを配置し、求職者との相談を通してこうした見学・体験について直接案内するとともに、必要に応じて同職員が同行するなど、就労への心理的負担を軽減するきめ細やかな支援をより一層強化し、本事業の活用促進と、就労機会の創出を図った。 （子育て応援課）	
73-74	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業				
	補助の件数制限について	「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」について、事業初年度に十分利用がなされなかったことを踏まえ、今後、資格の取得希望者が本事業を利用し難い要因があるのかどうか、特に、交付要綱において、支給対象者を原則１施設当たり１名と限っていることを見直すことは考えられないかどうかを、検証すべきである。 （意見３１）	「支給対象者を原則１施設当たり１名」とする旨は、限られた予算内で多くの施設に公平に機会を提供することを意図して規定したものであるが、取得希望者の利用を促進するため、原則１施設１名とするものの、予算執行状況を鑑みて１施設あたり複数名を支給対象とすることとした。また、本事業に対する各施設へのヒアリングを実施し、「利用し難い要因」の検証及び改善を図った。 （こども家庭支援課）	措置済み	
78	徳島県病院見学支援事業				
	事業の実施要綱について	「徳島県病院見学支援事業実施要綱」を所管する徳島県臨床研修連絡協議会に対し、第３条１項２号の修正を申し入れるべきである。 （意見３２）	包括外部監査の過程において直ちに改善に取り組み、徳島県臨床研修連絡協議会に対して申し入れを行った結果、令和７年１０月に修正が行われた。 （医療政策課）	措置済み	
81-82	医師就労環境改善支援事業				
	利用要件の周	要件充足性を確認するために提出しなけれ	令和８年度の事業実施に当たっては、必要と	措置予定	

	知方法について	ばならない書類の内容を具体的に明らかにしたり、過去に利用できた事例を紹介したりすることで、補助の利用を検討する者にとって、「医師就労環境改善支援事業」の利用要件が分かりやすくなるような周知を心掛けるべきである。 （意見３３）	なる書類の具体例を明示するなど、利用要件等の分かりやすい周知を行う。 （医療政策課）	
82-83	申請期限について	医療機関に対して締切時期の周知が徹底されているかどうか、また、申請の締切時期を延長することはできないかどうかについて、検討するべきである。 （意見３４）	令和８年度の事業実施に当たっては、申請の締切時期の周知を徹底するとともに、利用を検討する医療機関にとって余裕のある申請時期の設定を行う。 （医療政策課）	措置予定
83-84	男性医師の利用について	制度の利用対象者を正しく案内し、利用要件の誤解や性別による固定観念を招かないように努めるべきである。 （意見３５）	令和８年度の事業実施に当たっては、子育て中の医師であれば性別を問わず対象であることを案内するなど、利用要件等の分かりやすい周知を行う。 （医療政策課）	措置予定
	県外出身看護学生Ｉターン応援事業			
86-87	事業の対象者について	支給対象者の要件が厳しく、結果的に令和６年度の支給実績がゼロとなっている。支給対象者の要件を再検討する必要がある。 （意見３６）	対象施設を県内のへき地等に所在する公立医療機関に限定しているが、地域医療における人材確保の重要性に鑑み、対象施設の範囲を拡充するなど、令和９年度予算に向けて要件緩和を検討する。 （医療政策課）	検討中
	看護師等修学資金貸付事業			
89-90	保証人の責任範囲について	保証行為における有期性、定額性の観点から、保証人に対して十分な情報提供が行われているか、検討する必要がある。 （意見３７）	令和８年度新規貸与者から、保証人に対する決定通知において、貸与し得る金額及び貸与予定期間等を追記した。 （医療政策課）	措置済み
	病院内保育所運営費補助事業			

94-96	事業の周知について	県のホームページに掲載するなどして、あらためて広く「病院内保育所運営費補助事業」の周知を図っていくことが望ましい。 （意見３８）	令和８年１０月に医療とくしまに実施要領等を掲載し、対象となり得る医療機関に対し周知を図った。 （医療政策課）	措置済み
97	成果指標について	看護職員従事者の維持といった抽象的な指標を「病院内保育所運営費補助事業」の成果を図る指標と設定することは相当ではなく、事業の対象となる子育て世代に焦点を当て、本事業の利用が十分なされていない要因を把握し、今後の事業の見直しを検討するべきである。 （意見３９）	事業効果や事業対象の見直し等については、予算規模や事業効果等の検討に時間を要するため、令和９年度予算に向けて検討する。 （医療政策課）	検討中
98	実施要領について	徳島県病院内保育所運営補助事業実施要領第２項の補助対象の規定について、事業の対象者が明確に特定される（例えば、「等」という表現を避ける）よう、記載内容を修正すべきである。 （指摘４）	令和８年４月１日付けの改正により、対象事業者ではなく、対象施設を「病院または有床診療所。ただし、公立・公的医療機関を除く。」に修正した。 （医療政策課）	措置済み
	看護職員就業確保支援事業			
100-101	事業の周知について	「看護職員ＵＩターン支援事業」においては、「ジョブナビとくしま」や「住んでみんで徳島で！」の活用など、より徹底した事業周知の方法が検討されるべきである。 （意見４０）	委託先である徳島県看護協会が「ジョブナビとくしま」及び「住んでみんで徳島で！」のリンク集等に就業相談等を行っている旨を掲載した。 （医療政策課）	措置済み
101	成果指標について	成果指標は事業の種類ごとに有効性を精査しうるよう、検討されるべきである。 （意見４１）	令和８年４月に有効性を精査し得る指標を設定した。 （医療政策課）	措置済み
	看護職員勤務環境改善推進事業			
103-104	事業の周知に	「看護職員勤務環境改善推進事業」を改め	令和８年１０月に医療とくしまに実施要領等	措置済み

	ついて	て対象者に周知し、利用を促すことが相当である。 （意見４２）	を掲載し、対象者に対して周知を図った。 （医療政策課）	
104	事業の内容について	「看護職員勤務環境改善推進事業」の「導入時における１回限り」との内容について再検討することが相当である。 （意見４３）	事業開始から補助した医療機関が多いことから、医療機関への調査等を実施し、現場のニーズと照らして、本事業の継続も含め内容を検討することとした。令和９年度に向けて方針を決定する予定である。 （医療政策課）	検討中
	産科医等確保支援事業			
106-107	事業の有効性について	県内で産科医の確保を図る、特に、県内でも産科医が少ない南部医療圏と西部医療圏で産科医の確保を図るため、「産科医等確保支援事業」が有効な施策となっているかどうか、検討する必要がある。 （意見４４）	県として、まずは「県全体の産科医数」を確保する必要があることから、本事業のような全県的な支援を行っている。 一方で、産科医が少ない南部・西部医療圏における周産期医療体制の確保は、本事業に加え、限られた医療資源を有効に生かすための役割分担や広域連携、新たな財政支援等の施策と組み合わせて対応している。 南部圏域においては、徳島赤十字病院を「地域周産期母子医療センター」に位置づけ２４時間体制での周産期救急医療に対応し、西部圏域においては、公立３病院の協定により「つるぎ町立半田病院」を地域の中核としつつ、ハイリスク分娩等については東部の周産期母子医療センターと連携した体制を構築している。 更に、令和７年度からは分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域への直接的な対策として、つるぎ町立半田病院などを対象に、分娩取扱を継続するための費用を支援している。 こうした各地域の実情に応じた体制整備・直接支援と併せ、本事業による全県的な支援を継続することで、引き続き産科医の確保と安全安心な周産期医療体制の維持に努める。 （医療政策課）	措置済み

112	外国人介護人材マッチング支援事業			
	成果指標について	成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。 （意見４５）	本事業は、アンケート等から得られた課題を踏まえ、令和７年度末をもって廃止し、令和８年度から、外国人介護人材の獲得・定着を強化するための事業内容に見直すとともに、成果指標等を設定した。今後は、成果指標に基づき、事業の有効性を検証しながら実施していく予定である。 （長寿いきがい課）	措置済み
114	外国人介護人材受入施設等環境整備事業			
	事業の周知について	周知方法について、「外国人介護人材マッチング支援事業」と一体として積極的な周知を行うことが相当である。 （意見４６）	マッチング支援に係る事業については既に廃止済みであるが、本事業については事業所の運営指導時等に周知を行っていくこととした。 （長寿いきがい課）	措置中
115	事業の成果指標について	成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。 （意見４７）	既に受け入れている事業所への定着支援も目的としていることから、補助事業所数の目標は定めているが、新たに令和８年度中に「受入れのため利用した事業所数」の把握にも努める。 （長寿いきがい課）	措置予定
117-118	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業			
	事業の周知者の拡大について	「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」を県のホームページ（「徳島県外国人介護人材関係事業について」）に掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましい。 （意見４８）	令和８年度中にホームページに掲載する予定である。 （長寿いきがい課）	措置予定
119-120		外国人労働者の人材派遣に関わる県内の支援機関とも連携して、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」の更なる周知を	本事業の対象であるＥＰＡ介護福祉士候補者は、公益社団法人国際厚生事業団が唯一の受入調整機関となっているところであるが、県の取	措置予定

		図っていくことが望ましい。 （意見４９）	組を周知することによる外国人介護人材の確保促進を目的に、令和８年度中にホームページに掲載する予定である。 （長寿いきがい課）	
	徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金			
122-123	事業の周知について	「徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の周知について、現状のホームページでの開示を中心とした手法に依拠するだけではなく、ＳＮＳを活用するなど、補完的な手段を組み合わせることを検討すべきである。 （意見５０）	令和８年度においては、ホームページだけでなく、関係団体へ郵送にて周知を行った。また、補助金に関する説明会をオンラインで開催し、希望する事業所には、アーカイブ配信も行った。 （長寿いきがい課）	措置済み
	新任福祉職員合同入職式			
127-128	事業規模の定め方について	事業の実施に当たっては、事業の対象人数の具体的な把握に努め、事業の規模等に過不足がないかどうか、検証すべきである。 （意見５１）	各種統計（『介護労働実態調査（公益財団法人介護労働安定センター実施）』及び『介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省実施）』）から新入職員数を推計し、対象人数の具体的な把握に努めた。事業規模については既に当初予算要求時期を過ぎていたため、令和９年度に向けて、実績も勘案した適切な事業規模の検証を行う。 （長寿いきがい課）	措置予定
128-129	予算規模について	「新任福祉職員合同入職式事業」をはじめとして、以前から継続されている事業については、過年度の実績額、実際の予算執行額を踏まえて、次年度以降の予算枠を設けていくべきである。 （意見５２）	令和８年度予算以降も、過年度の予算執行実績に基づいた予算要求を実施している。 （長寿いきがい課）	措置済み
129-130	入職式の内容について	「新任福祉職員合同入職式事業」において、懇親会の時間を設けるなどして、新入職員同士が横のつながりを深められるように、	令和８年度入職式では、４０分間の新入職員交流会を実施した。数名ずつのグループに分かれて意見交換を行う場を設け、新入職員同士が	措置済み

		配慮すべきである。 （意見５３）	横のつながりを作ることができるよう努めた。 （長寿いきがい課）	
	介護職員研修代替職員支援事業			
132-133	事業の改善及び成果指標について	介護事業者の意見を詳細に分析し、制度の改変を検討することが必要である。 （意見５４）	介護事業者に対して実施したアンケート結果を踏まえ、本事業は令和７年度末をもって廃止した。令和８年度からは、後継事業として「介護職員キャリアアップ研修支援事業」を実施している。 （長寿いきがい課）	措置済み
132-133		成果指標を定め、当該改変が有効であるかどうかを検証できるようにする必要がある。 （意見５５）	本事業は令和７年度末をもって廃止し、後継事業の「介護職員キャリアアップ研修支援事業」において成果指標を定めた。今後は成果指標に基づき、事業の有効性を検証していく予定である。 （長寿いきがい課）	措置済み
	徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業			
135-136	事業の周知について	事業専用ホームページの改定や「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業」の検索サイト・就職支援サイトへの明記など、本事業を介護職員及び求職者に対して「見える化」できる形での周知方法に改善する必要がある。 （意見５６）	包括外部監査の過程において改善に取り組み、令和８年２月から、就職支援サイト「アイネット」に、同年３月から「ジョブナビとくしま」に本事業のリンクを掲載し、介護職員や求職者に対する情報発信を行った。 （長寿いきがい課）	措置済み
136-137	成果指標について	成果指標の定め方を再度検討する必要がある。 （意見５７）	新たな成果指標として、法人数を設定した。令和８年度は、認証事業所数累計１１０事業所、法人数累計１４法人を目標に事業を実施する。 （長寿いきがい課）	措置済み
	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）			
139	事業の周知に	「徳島県地域医療介護総合確保基金事業費	令和８年度の募集開始前には、教育委員会掲	措置予定

	ついて	補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）」の周知を行うに当たっては、制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、進学予定者やその家族らが制度を目にすることが進路の決定につながることも考えられるから、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。 （意見５８）	示板（県内の中学校が閲覧可能）へのリーフレット掲載を教育委員会に依頼するほか、福祉系高校（小松島西高校）の近隣の中学校にはリーフレットを郵送し、進学予定者やその御家族への周知を依頼する。 （長寿いきがい課）	
141	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分野就職支援金貸付事業）			
	事業の周知について	求職者へのＰＲにとどまらず、介護事業者への制度の紹介も積極的に行うとともにチラシの書き方も工夫し、当制度の利用を促進すべきである。 （意見５９）	令和８年度のチラシには、返済免除要件である「介護職員の業務に２年間従事」について、同一事業所における継続した勤務である必要はない旨を記載するとともに、求人を行っている介護事業者にチラシを送付し、当制度の利用を促していただく。 （長寿いきがい課）	措置中
145-146	Ｍ＆Ａ型事業承継促進事業			
	事業の利用拡大のための方策について	利用実績が向上している点は評価できるが、更なる利用実績向上のために、具体的な守秘義務、つまり希望者のみがホームページにおいて条件を開示することや、どの時点において、どのような情報が、誰に開示されるかについて周知させること等により、利用者の不安を取り除く必要がある。また、Ｍ＆Ａにおいては、高額な費用が必要であるとのイメージも浸透しているため、費用について、モデルケースを開示することも望みたい。 （意見６０）	令和８年度は、ホームページに企業名を公表しない事例や好事例を掲載することで事業承継に対する機運醸成と相談案件の掘り起こしを図り、また、企業名や事業への思いなどを公開し後継者を募集するサイトを構築し、移住・就労・創業人材の流入を促進、小規模事業者等の事業承継成約率向上に繋げる、という二つの方針を委託先の徳島商工会議所と定めている。 利用者の具体的な不安払拭策についても協議しており、どの段階で、どのような情報が、誰に開示されるのかを分かりやすく整理した図解やフローチャートの作成を検討している。 高額な費用負担のイメージが残るＭ＆Ａには、モデルケースの開示が心理的ハードルの引き下げに有効と考えているが、市場競争や実際額との乖離によるトラブル等から、開示につい	措置予定

			ては慎重に検討していく必要がある。 一方、Ｍ＆Ａで県と連携する民間プラットフォーマー４社は開示に極めて積極的であり、４社を含めたネットワーク（コンソーシアム）等を活用して、周知・不安解消に努めたいと考えている。 （産業成長推進課）	
149-150	プロフェッショナル人材戦略拠点事業			
	事業担当者の欠員について	「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を始めとして、県が事業を外部へ委託する場合、特に、長期間にわたって事業を委託したり、当該事業を担当する専任の担当者が求められたりする場合には、委託仕様書において、委託先における専任担当者の人数を定めておいたり、欠員が生じた場合に委託先に対して速やかに人員の補充を求めたりすることで、委託先の人手不足によって委託業務が十分遂行されない事態に陥らないように注意する必要がある。 （意見６１）	令和８年度の委託に当たっては、仕様書に拠点責任者として１名の配置を必須とすることを明記した。 なお、令和７年度は、県及び委託先において、必要性を鑑み、欠員となっていた人員補充に奔走し、従前並みの人員を確保し、体制の復元を図った。 今後も人手不足による業務の影響がないよう、委託先と連携し人員確保に努める。 （産業成長推進課）	措置済み
152-153	プロフェッショナル人材確保支援費			
	事業の周知について	取次案件数からすると一定の成果を残しているが、プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動に依拠しない、金融機関や経済団体からの案件や直接の問い合わせ等については、更なる実績向上の余地があると思料するため、周知方法について工夫を検討することが必要である。 （意見６２）	令和８年４月から商工団体の議員総会等で事業説明を開始し、４回説明会を開催した。また、金融機関における事業説明の機会を増やし、令和８年７月には、２金融機関の支店長会議等で事業概要を説明した。 今後もこれら関係機関への周知方法を工夫し、拠点に依拠しない自律的な案件発掘体制を構築することで、一層の成果向上に努める。 （産業成長推進課）	措置済み
157-159	ものづくり企業ＤＸ加速化事業			
	委託費につい	「ものづくり企業ＤＸ加速化事業」につい	令和７年度の委託業務完了報告時にコーディ	措置済み

	て	て、委託先が支払っているＤＸ専任コーディネーターの費用について、ＤＸ専任コーディネーターがどのような経歴や技能の人物であるのか、どのような勤務形態であったのか（専任という委託の要件が守られているのか）、その費用が適正なものであるかどうかについて、委託先へ確認し、適正な委託費の利用が図られるように努めるべきである。 （意見６３）	ネーターの経歴・技能、勤務形態等を記した資料の提出を求め、ＤＸ専任コーディネーターの費用が適正であることを確認した。 （イノベーション創出課）	
159-161	随意契約について	「ものづくり企業ＤＸ加速化事業」では、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、１者随意契約を行っているが、真にその要件を満たすかどうか、十分に検討されているとは言い難い。県の実施する事業において、このような事例がみられることは、過去の外部監査の際にも指摘されているところであり、今後の契約に当たっては、改めて注意を払う必要がある。 （意見６４）	令和８年度以降に性質または目的が競争入札に適さないことを理由として１者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、公募型プロポーザル方式による募集など、適切な委託先選定方法を採用することとした。 （イノベーション創出課）	措置済み
	大学生等の県内定着促進事業			
163-164	事業の周知について	県外大学生に向けた「大学生等の県内定着促進事業」の周知をより徹底すべきである。 （意見６５）	令和９年度事業からの実施に向けて、とくしま若者回帰アンバサダーや徳島県人会への発信など、周知対象や方法について検討している。 （イノベーション創出課）	検討中
164-165	成果指標について	「大学生等の県内定着促進事業」の成果指標に、インターンシップへの応募者数、参加者数、参加企業等の推移及び参加者の当該企業への就職率・就職者数といった事業の過程と実効性を示す中間指標を加えるべきである。さらに、これらの指標を県内大学生と県外大学生に区分して集計し、目標人数を定めることで、本事業によるインターンシップ制度が最終指標である「県内外学生の県内就業	令和９年度事業からの適用に向けて、インターンシップへの応募者数、参加者数、参加企業等の推移及び参加者の当該企業への就職率・就職者数など、事業の過程と実効性を示す中間指標を検討している。 （イノベーション創出課）	検討中

		者数」の増減にどのようにつながっているか、特にＵＩＪターンを希望する県外大学生にどれだけ届いているかについて、具体的かつ厳密に分析する体制を構築すべきである。（意見６６）		
165	受入企業の拡大について	インターンシップを希望する学生がより幅広い企業の中から選択できるようにすること、また学生の受入れを希望する企業がより広範に学生を募集できるようにすることを目指し、事業間の連携を強化すべきである。具体的には、「大学生等の県内定着促進事業」による旅費・日当が支給されるインターンシップを、「ジョブナビとくしま」掲載企業まで拡大するなど、既存の企業情報ネットワークを活用した受入企業の拡大に関する具体的な方法を検討することが望ましい。（意見６７）	本事業では、３～５日間のインターンシッププログラムを実施しており、この期間に受入れ可能な企業や法人を対象にしている。令和８年度は労働雇用政策課と一層連携し、受入企業等は４１社と、前年度に比べ９社増加している。引き続き、「ジョブナビとくしま」掲載企業をはじめ、本事業の対象企業の拡大に努める。 （イノベーション創出課）	措置済み
169-170	訓練手当			
	「行政手続きの手引き」について	訓練手当の手続を含め、県のホームページ内、「行政手続きの手引き」において掲載している申請や登録の手続については、分野ごとに掲載情報を整理するなどして、利用者が求める情報にたどり着きやすくなるよう、レイアウト面の改善を検討すべきである。（意見６８）	令和８年２月に、県のホームページ内「行政手続きの手引き」において掲載している申請や登録の手続について、分野（部局）ごとに掲載情報を整理するとともに、よく見られているページを新たに表示するなど、レイアウト面の改善を行った。 （法制監察課）	措置済み
172-173	障がい者職業訓練事業			
	事業の周知について	「障がい者職業訓練事業」について、参加企業数、参加者数は限定されている。令和６年度より、障がい者職業訓練コーディネーターが障がい者就労支援施設や事業者等を積極	参加企業数及び参加者の増加を目的とし、今年度も障がい者職業訓練コーディネーターによる就労支援施設や事業者等への積極的な訪問を継続するとともに、新たに徳島県障がい者職業	措置中

			的に訪問することにより利用者は増加傾向にあるが、今後は、企業相談コーディネーターとの連携等により、更なる制度の周知に努めるとともに、現在は訓練生の就職率とされている成果指標について、参加企業数、参加者数も加えることを望みたい。 （意見６９）	センターへの周知を依頼済み。併せて、令和８年７月に県の障がい者職業訓練ホームページ及びチラシを刷新した。 今後、障がい者職業訓練コーディネーターとハローワークが連携し訓練内容に即した求人開拓を行い就職率の改善や、新たに企業相談コーディネーター等との連携によるさらなる制度の周知に取り組む予定である。 成果指標については、訓練生の就職率に加え、令和８年３月に策定した第１２次徳島県職業能力開発計画において、訓練受講者数について新たに成果指標に追加した。 （産業人材課）	
175	民間を活用した委託訓練事業				
	事業の周知について		求職者に向けたもののみならず、委託先に向けた「民間を活用した委託訓練事業」の周知を検討することが必要である。 （意見７０）	これまでも事業説明会などの機会を通じて委託先に向けた「民間を活用した委託訓練事業」の周知を図ってきたところであるが、今後は、より多くの事業者を確保するため、県ホームページやＳＮＳ等を活用するとともに、産業人材課や各テクノスクールに在籍する巡回就職支援員により新規事業者の開拓に努める。 （産業人材課）	措置予定
179-180	徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業				
	事業①と事業③の相違点について		「徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業」に関し、類似する「徳島県獣医師修学資金貸与事業」があることから、県のホームページにおいて、これらの相違点が分かりやすい形で、事業の案内がなされるべきである。 （意見７１）	令和８年度のホームページでの募集にあたり、「募集要領」の『貸与制度の種類』にて、両就学資金事業の違いを明示した。 （畜産振興課）	措置済み
180-181	実施要領について		徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領第４「事業の内容」の第１項（２）において、条項数が齟齬している点を修正する必要があり、このほかにも県が策定	包括外部監査の過程において直ちに改善に取り組み、令和８年１月１４日に「実施要領」を改定し、条項数の誤りを修正した。今後も、法令改正等に伴う県規程の改正について適正に行	措置済み

		した各規程に関し、その前提となる法律や国の規程等が存在する場合には、その改正を正しく把握して、県の規程も併せて改正していく必要がある。 （指摘５）	うこととする。 （畜産振興課）	
183	フォレストリーダー育成事業			
	事業の周知について	「フォレストリーダー育成事業」が周知対象者に十分に周知されているかどうか、委託先と検討を重ねる必要がある。 （意見７２）	本事業について、各農林事務所から市町村や林業事業体への周知を強化するとともに、委託先とも県下全体の情報を共有し、令和８年度事業において、周知が十分できたか検証する予定である。 （林業振興課）	措置中
183-184	本事業の研修内容について	「フォレストリーダー育成事業」については、過去５年間において４６名のフォレストリーダーが育成されるなど、一定の成果を上げているが、一方で新規就業者の就業後における離職率は高い。今後、離職者に歯止めをかける研修内容について、委託先と検討を重ねる必要がある。 （意見７３）	令和８年度事業においては、人材マネジメントを含めた現場管理指導のノウハウを持つ方を講師として招くなど、事業実施方法等について委託先と協議を重ね、新規就業者の離職率の低減を図る予定である。 （林業振興課）	措置予定
186	とくしま林業アカデミー運営支援事業			
	事業の周知について	「ジョブナビとくしま」に「とくしま林業アカデミー運営支援事業」の情報を恒常的に掲載することで、より広範な層への周知を図ることを検討されたい。 （意見７４）	令和８年７月に「ジョブナビとくしま」に掲載済みである。 （林業振興課）	措置済み
188	森林施業プランナー育成対策事業			
	事業の周知について	「森林施業プランナー育成対策事業」に関し、県は、「森林施業プランナー育成対策事業」や森林施業プランナー資格の概要が一般に認知されるよう、委託先とも連携して、ホ	令和８年度中に順次県のホームページ上で公表予定である。 （林業振興課）	措置予定

		ームページでの周知を強化すべきである。 （意見７５）		
190	徳島県緑の青年就業準備給付金			
	事業の周知について	「徳島県緑の青年就業準備給付金」を「ジョブナビとくしま」へ恒常的に掲載することなどにより、ＵＩＪターン希望者層や林業に関心を有する層などに対し積極的にＰＲし、林業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、林業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。 （意見７６）	令和８年度中に「ジョブナビとくしま」に、林野庁ホームページにある「緑の青年就業準備給付金」の内容を掲載する予定である。 （林業振興課）	措置予定
192	とくしま漁業アカデミー運営事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）			
	事業の周知について	より広範な層への周知を図ることを検討されたい。 （意見７７）	包括外部監査の過程において改善に取り組み、令和８年２月から「とくしま漁業アカデミー」研修生募集について、「ジョブナビとくしま」に掲載し周知を図るとともに、東京・大阪で開催された移住フェアに出展し、移住希望者に対する周知を図った。 （水産振興課）	措置済み
194-195	人づくり革命・漁業リカレント事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）			
	事業の周知（浜の担い手育成支援事業）について	「人づくり革命・漁業リカレント事業（浜の担い手育成支援事業）」についても、県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましいと考えられる。 （意見７８）	本事業について、令和８年３月から県のホームページに掲載し、広く周知を図った。 （水産振興課）	措置済み
195-196	事業の周知（漁業経営高度化支援事業）について	「人づくり革命・漁業リカレント事業（漁業経営高度化支援事業）」についても、「とくしま漁業アカデミー」や県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていく	包括外部監査の過程において改善に取り組み、本事業の実施内容が決定した令和８年１月に、県及び「とくしま漁業アカデミー」のホームページに掲載し、広く周知を図った。	措置済み

		ことが望ましいと考えられる。 （意見７９）	（水産振興課）	
198-199	とくしま漁業アカデミー活性化支援事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）			
	事業の周知について	とくしま漁業アカデミーの生徒募集要項に制度を記載する、「ジョブナビとくしま」への恒常的に掲載するなどにより、ＵＩＪターン希望者層や漁業に関心を有する層などに対し積極的にＰＲし、漁業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、とくしま漁業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。 （意見８０）	「ジョブナビとくしま」内「支援情報・相談窓口」において「とくしま漁業アカデミー」の情報を恒常的に掲載するとともに、令和８年３月から「県庁コールセンターすだちくんコール」に本事業を掲載し、「ジョブナビとくしま」と併せて事業の周知を図った。 また、「とくしま漁業アカデミー」のホームページで、支援制度について紹介した。 （水産振興課）	措置済み
201-202	とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業			
	事業の周知について	「とくしま農林水産チャレンジセンター」のホームページを他の関連ホームページでも説明つきで紹介する、本事業を他の関連ホームページでもより分かりやすく掲載するなど、本事業の周知をより広く行うことが望ましい。 （意見８１）	令和８年４月に本県の農業に関する総合的な情報提供サイト「農の宝島！！とくしま」内の「これから農業を始める方」向けのページにおいて、「とくしま農林水産チャレンジセンター」の取組や研修内容について説明するとともに、当センターのリンクを掲載した。 （経営推進課）	措置済み
202	成果指標について	新規就業者を対象とする「とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業」の成果指標の定めが設定されるべきである。 （意見８２）	令和８年４月に「とくしま農林水産チャレンジセンター」が実施する「これから農業を始める方」向けの研修の定員を本事業の新規就業者に関する成果指標として設定した。 （経営推進課）	措置済み
204-205	農大運営費			
	事業の周知について	高校生をはじめとする生徒や学生だけが周知対象となるのではなく、農業関係者、関連団体、企業、徳島への移住希望者のように、農業大学校を知ることで、入学につながるこ	幅広い層へ農業大学校の情報を届けるため、令和８年５月に県ホームページ及び本県の農業に関する総合的な情報提供サイト「農の宝島！！とくしま」に農業大学校の学生募集等の	措置済み

		とも考えられることから、これらの者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。 （意見８３）	情報を掲載した。さらには、徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」に情報を掲載するとともに、ケーブルテレビで学生募集等について広報する。 （経営推進課）	
	とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業			
207-209	事業の対象、内容、成果指標について	「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」で実際に行われている業務は農業のみを対象としており、林業、漁業は含まれていない。本事業の趣旨は農林水産業の担い手確保であることから、事業対象の見直しが不可欠である。 （意見８４）	農林水産業の多様な働き手の確保に関する事業の目的や対象について、これまでの取組や成果を踏まえ、令和９年度事業での見直しに向け、林業及び漁業の関係課と協議する。 （経営推進課）	検討中
207-209		「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」は働き手と経営者の双方を対象とした結果、事業の焦点が広範になり、その結果、成果指標の設定は、一部の事業に対してのみとなっている。各事業において成果指標を定め、事業全体の構成を再構築し、事業内容と成果指標の連動性の検証を不断に行うべきである。 （指摘６）	令和９年度事業での見直しに合わせて、事業内容に連動した成果指標の設定を検討する。 （経営推進課）	検討中
210-212	事業の周知について	「徳島県農業経営・就農支援センター運営業務」を除く、「農山漁村はたらく窓口」、「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」及び「農×アクティブシニア連携実践事業業務」については、業務の十分な周知が図られているとは言い難い。それぞれの周知対象者と目標を今一度整理し、より的確で効果的な周知活動が実践されるべきである。また、各業務間の連携と重複の有無を検証すべきである。 （意見８５）	各業務について、委託事業者から農業法人やシルバー人材センター会員等の対象者へ、メールやチラシの配布などにより周知してきたところであり、令和８年６月には、県ホームページに情報を掲載した。研修会等を実施する際にも、県ホームページや「農の宝島！！とくしま」（ホームページ、Facebook）により広報する。 また、各業務において、対象者が重複することがあるが、事業内容の重複がないよう調整の上、実施した。 （経営推進課）	措置済み

212-213	他のサイト等との連携について	「ジョブナビとくしま」、「とくしま障がい者雇用ＮＡＶＩ」など他のポータルサイトと連携し、外国人雇用、障がい者雇用の相談会、研修会等の情報を積極的に発信すべきである。 （意見８６）	外国人材、障がい者等、多様な働き手の確保に関する相談窓口の設置や研修会等の開催について、対象に応じて各ポータルサイトに情報を掲載し、周知を図る。 （経営推進課）	措置予定
215	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）			
	事業の周知について	県のホームページのみならず、広く関係ホームページやＳＮＳを利用した「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）」の周知が必要である。 （意見８７）	包括外部監査の過程において直ちに改善に取り組み、令和７年１０月にケーブルテレビで「新規就農」支援制度を一つにまとめパッケージで紹介した。また、令和８年３月からは「ジョブナビとくしま」に情報を掲載し、個人向け支援制度・給付金ということが一目でわかるよう周知を工夫した。 また、「ジョブナビとくしま」及び「住んでみんで徳島で！」において、事業に関する情報を掲載した。 （経営推進課）	措置済み
225-226	船員確保による海運業活性化事業			
	事業の周知について	事業者を支援することで、ひいては、当該業種のなり手、裾野を広げようという場合には、県において、あるいは、事業者を通じて、求職者に対し、特定の業種に就職する場合には、県からどのような支援がある、メリットがあるということを強調し、雇用の増加につなげていく必要がある。 （意見８８）	令和８年度に求職者の負担軽減に資する県の支援制度を盛り込んだ「就職希望者向けリーフレット」を新たに制作した。 併せて、本リーフレット等を活用し、県公式ウェブサイトやＳＮＳの各種媒体をはじめ、県内高等学校における就職説明会、出前授業及び乗船体験会を通じて、資格取得助成制度の周知を図るとともに、船舶業界の魅力や、やりがいの啓発に幅広く努めた。 さらに、東京・大阪で開催されている移住フェアに相談窓口を出展し、支援制度を活用した県内就職ＰＲ活動を実施した。 （港湾政策課）	措置済み

228	「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度			
	事業の周知について	南部圏域への移住者数目標を鑑みれば、今後の県の移住政策の中で、本制度の経験を活用した何らかのＳＯ支援施策は必要である。（意見８９）	認定制度のこれまでの利用実績について、「みなみ阿波」若者創生協議会による委託事業を通じて効果検証を進めている。また、年内にＳＯ進出企業との意見交換会を開催し、新規誘致や地域連携に必要なニーズを吸い上げ、これら検証結果や知見を基に新たな施策等を検討する。（イノベーション創出課・美波地域連携事務所）	検討中